

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン改正案に対する意見(意見照会)

No.	団体名等	分類	意見	理由	コメント	回答
1	関東運輸局 自動車技術 安全部技術課	(9)①へ	現在継続生産中の車両について、使用過程車の性能等確認を受ける対象車は既に運行の用に供している特定小型原動機付自転車であり、生産を継続中の車両については新型車の性能等確認申請を行うという理解でよろしいでしょうか。	確認です。		ご理解のとおりです。
2	関東運輸局 自動車技術 安全部技術課	(9)①	上記の場合において、使用過程車と新型車とで同一の型式として扱うことができる範囲の場合にあつては、型式を変える必要がないという理解でよろしいでしょうか。	確認です。		ご理解のとおりです。
3	関東運輸局 自動車技術 安全部技術課	(11)②	「…なお、使用過程車に係る適合通知を受けた製作者等が、当該通知に係る型式の特定小型原動機付自転車と同一の型式に該当する使用過程車にもシールを貼付するときは、…」とあるが、シールを貼付を行う場所については、製作者等が保安基準に適合していることを判断する必要があると思われるが、製作者等の判断でどこで実施しても構わないという理解でよろしいでしょうか。	確認です		シールの貼付を行う場所について特段の定めはありませんが、申請に係る使用過程車について、(4) ii)の「使用過程車に係る製作の工程」に定められた方法(必要な改修も含む)で製作、改修されている必要があるほか、当該使用過程車へのシールの貼付にあたっては、申請者において保安基準に適合していることを確認する必要があります。
4	関東運輸局 自動車技術 安全部技術課	ガイドライン別紙10 宣誓書 八)	万が一、シールを貼付した使用過程車について保安基準に適合しないことが判明した場合には、宣誓者の責任により、保安基準に適合させるために必要な改善措置を速やかに講じること ↓ 万が一、シールを貼付しようとする使用過程車について保安基準に適合しないことが判明した場合には、宣誓者の責任により、保安基準に適合させるために必要な改善措置を速やかに講じること	シールを貼付した使用過程車とした場合、例えばシール貼付後の経年劣化による灯火の不点灯であっても、宣誓者の責任により改善措置を講じなければならなくなるのではないかと考えられます。半永久的に宣誓者が改善措置が求められることになる。		改善措置については、告示第3条第2項第1号八において「設計又は製造の過程に起因する不具合が生じた場合に」講じることとされているところ、シールを貼付したのものについては、新車が使用過程車かに関わらず、販売後も必要な改善措置を実施いただく必要がございます。 一方で、ご指摘のような経年劣化により保安基準不適合となった場合は、当該特定原付を運行の用に供するにあたりその使用者において必要な処置を行う必要がございます。
5	関東運輸局 自動車技術 安全部技術課	全般	製作者等が同一型式であるとして均一性をもって製作された特定小型原付だとしても、世の中に出ればユーザーによる改造等の可能性は拭えないと懸念します。この場合において、製作者等から出荷された時点から、保安基準に影響する変更がないことの確認はどのようにするのでしょうか。	市場にある特定小型原付に対して、改造(ソフトウェア含む)されていないという確認方法が思いつかないため、どのような確認方法を検討されているのかご教授願います。		確認には色々な方法が考えられますが、本制度では、製作者等は、シールの貼付時に性能等確認を受けた型式と同一の型式であることを確認することとしております。
6	自動車技術 総合機構	02 ガイドライン改正案 (新旧) 【別紙6】	(日本産業規格A列4番)の位置がずれています。	誤記と思われます。		ご指摘のとおり修正しました。
7	自動車技術 総合機構	02 ガイドライン改正案 (新旧) 【別紙9】	様式4に対する旧表での(新設)が必要です。	手当漏れと思われます。		ご指摘のとおり修正しました。

No.	団体名等	分類	意見	理由	コメント	回答
8	自動車技術総合機構	02 ガイドライン改正案(新旧)【別紙10】	イ)～ハ)に下線がありません。	手当漏れと思われます。		ご指摘のとおり修正しました。
9	自動車技術総合機構	04(参考)特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示	性能等確認に係る適合通知があり公表された後について、第8条第4項に該当する取りやめ事由が発生した場合であっても、適合通知そのものは無効や取り消しにならないという理解で良いでしょうか。	照会案への意見ではありませんがご教示いただけますでしょうか。 性能等確認実施機関は取り消し規定がありますが、性能等確認に係る適合通知には取り消し規定が無いための確認です。		性能等確認に係る結果の取消の可否については、個別具体的な状況に応じて判断することとなります。
10	自動車技術総合機構	04(参考)特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示	上記のとおり適合通知そのものは無効や取り消しにならない場合、製作者等は性能等確認済みシールを引き続き用いることが出来るのでしょうか。	照会案への意見ではありませんがご教示いただけますでしょうか。 一度適合通知を受けた型式について、性能等確認済みシールを用いることを妨げる規定が無いための確認です。		性能等確認に係る結果の公表を取りやめた場合においては、当該性能等確認に係る結果を示すシールを引き続き用いることはできません。
11	マイクロビリティ推進協議会	(3)性能等確認実施機関の認定に係る申請	性能等確認を実施しようとする者は、性能等確認を実施しようとする日の少なくとも3月前までに、認定の申請を行うものとする。ただし、申請内容の変更等により審査に要する期間を延長しなければならないと判断された場合には、認定の申請を行った者(以下「認定申請者」という。)が当該期間の延長に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。」とあるところ、「審査に要する期間を延長」は「審査に要する期間を延長または短縮」としていただけないでしょうか。	改正法の施行に向けて十分な準備期間を確保するためには、「少なくとも3月前まで」の申請では時間が足りなくなってしまうと考えるため。	「ただし、申請内容の変更等により審査に要する期間を延長または短縮しなければならないと判断された場合には、認定の申請を行った者(以下「認定申請者」という。)が当該期間の延長または短縮に同意する場合に限り、当該変更を行うことができるものとする。」	本記載は、性能等確認実施機関を認定するに当たっての標準処理期間を設けることを目的として記載しているものであり、必ず3か月かけるものでもないため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、遅くとも4月1日までは性能等確認実施機関が性能等確認の申請を受け付けられるようにする予定としております。
12	マイクロビリティ推進協議会	(4)性能等確認実施規程 ii) 均一性に係る確認方法	均一性確認には、製造並びに検査を行う主体にてISO9001等の認証を取得している場合は、その証明書をもってしていただけないでしょうか。	事業者としては申請に当たって多くの書類準備の工数及び時間的負荷が上がる可能性があり、公的機関によって行われるISO9001等の認証を取得していれば、十分に均一性が担保されると言えるため。	「 <input type="checkbox"/> 製作者等にてISO9001等の均一性に係る規格が取得されていることを証明する書面」	製作者等において、当該特定原付の設計・製造に係るISO9001等の認証を取得している場合であれば、当該認証の書面の提出をもって、均一性に係る確認事項を満足することとなります。
13	マイクロビリティ推進協議会	(9)性能等確認実施要領 ① 性能等確認の申請	「ホ その他申請に係る型式の特定小型原動機付自転車」が告示第3条第2項第1号イからハまでに掲げる事項に適合することを確認するために性能等確認実施機関が必要と認める書面」とあるところ、御省も必要と認める書面に限っていただけますと幸いです。	公的な承認となる制度のため、管轄である国土交通省による確認を経るべきであると考えため。	「ホ その他申請に係る型式の特定小型原動機付自転車」が告示第3条第2項第1号イからハまでに掲げる事項に適合することを確認するために国土交通省(あるいは国土交通大臣)及び性能等確認実施機関が必要と認める書面」	国土交通省が認定した性能等確認実施機関が、確認主体として、性能等確認を実施するために必要な書面を定めることとしておりますので、原案のとおりとさせていただきますが、性能等確認実施機関が提出を求める書面について疑義等ございましたら、いつでも当省までご相談ください。
14	マイクロビリティ推進協議会	(9)性能等確認実施要領 ① 性能等確認の申請	「性能等確認実施機関は、申請書に必要事項が適切に記載されているときは、申請を受理するものとする。申請書に不備があると認められるときは、確認申請者に対して補正を求め、補正が速やかに行われなときは、受理しない理由を説明し、申請書等を確認申請者に返還することができるものとする。」とあるところ、確認申請者に対して補正を求めるのも速やかに行われるようお願いいたします。	確認申請者による補正作業が迅速に行えるよう、実施機関からの連絡が滞りなく行われるようお願いいたします。	「性能等確認実施機関は、申請書に必要事項が適切に記載されているときは、申請を受理するものとする。申請書に不備があると認められるときは、確認申請者に対して速やかに補正を求め、補正が速やかに行われなときは、受理しない理由を説明し、申請書等を確認申請者に返還することができるものとする。」	ご指摘のとおり修正しました。また添付書面についても不備が認められた場合、受理に当たり補正が必要となることから、「申請書等」と修正しました。

No.	団体名等	分類	意見	理由	コメント	回答
15	マイクrobe [®] リテイ推進協議会	(9)性能等確認実施要領 ③ 性能等確認の結果の通知	「性能等確認実施機関は、性能等確認を実施したときは、遅滞なく、当該確認の結果を確認申請者及び技術・環境政策課に通知する。通知の様式は別紙7を参考とし、技術・環境政策課への通知には当該通知に係る型式の情報を添付するものとする。」とあるところ、複数の型式に対する性能等確認が行われている最中においては確認が完了したもののから順次通知をいただけますと幸いです。	認定が終了した型式から順次シールの作成並びに貼付作業を進めさせていただきたいため。	「性能等確認実施機関は、性能等確認を実施したときは、遅滞なく、 確認が完了したもののから順次 、当該確認の結果を確認申請者及び技術・環境政策課に通知する。通知の様式は別紙7を参考とし、技術・環境政策課への通知には当該通知に係る型式の情報を添付するものとする。」	ご指摘のとおり、性能等確認が終わったものから順次結果を通知する運用を想定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
16	マイクrobe [®] リテイ推進協議会	(9)性能等確認実施要領 ① 性能等確認の申請	性能等確認の実施完了後の型式について、品質改善及びその他要因による仕様変更は届け出ることにより、認めていただけるようお願いできますと幸いです。	左記の一例として、使用過程車についても性能等確認の対象として認めていただいたため、それらについては2024年12月末までに「最高速度表示灯」への対応を進めさせていただくのですが、手続き上の負担並びに申請費用の観点から、その際は届出によって完了できるようにしていただきたいため。		最高速度表示灯の追加設置に係る改修を含め、一度性能等確認を受けた型式に対し改修を行う場合にあっては、改めての申請、届出等は不要です。
17	JEMPA	”使用過程車”について	一般原付、小型特殊自動車として登録されている使用過程車と明確に表記することはできないか。	使用過程車と記載があるが、現時点では特定小型の使用過程車は存在しないため、一般原付もしくは小型特殊自動車として登録されている使用過程車という認識するが不明瞭なので、この部分についてはっきりと記載いただきたい。		本制度は保安基準上の特定原付に該当する車両を対象としているほか、改正道交法施行後においては、特定原付の使用過程車に係る申請がでてくることも想定されますので、原案のとおりとさせていただきます。